

令和3年度
第2回 館林市「日本遺産」推進協議会
議案書



館林市「日本遺産」推進協議会

委員各位

早春の候、委員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本協議会の運営に対しまして多大なるご理解ご指導を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、今年度第2回館林市「日本遺産」推進協議会におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、一堂に会しましての開催は困難と思われることから、誠に勝手ではございますが、第1回に続き書面での開催とさせていただきます。

本来ならば皆様にご参集いただき、顔合わせのうえ議案のご審議をいただくところではございますが、未だ感染の終息が見えず、このような形での開催になりますこと、ご理解いただきたく存じます。

なお、書面にて失礼ではございますが、ご挨拶といたしまして館林市「日本遺産」推進協議会の今年度の取組みについて、いくつかご紹介させていただきます。

まず、人材育成・普及啓発事業といたしまして、市内小中学校総合学習にて「里沼」を題材とした授業を実施いたしました。児童・生徒自身が実際の沼に足を運び、沼そのものを教材として、「里沼」への理解を深めました。引続き次年度も小中学生など、未来の館林市を担う子どもたちへ積極的な「里沼」の普及を行ってまいります。

また、情報発信事業といたしまして、昨年11月に石川県小松市で開催されました日本遺産サミットin小松や先月桐生市にて開催されました日本遺産ウィークin桐生において、市外の方にも「里沼」PRをしてまいりました。特に、日本遺産ウィークin桐生における両毛3市長(桐生市・足利市・館林市)パネルディスカッションでは、私もパネリストとして出席し、「里沼」での「感動体験」(「里沼！感動体験」)をPRするとともに両毛3市の「日本遺産」を活用した取組みについて議論してまいりました。

引続き、私自身が先頭に立ち、地域の宝「里沼」を活かしたまちづくりの推進や「里沼！感動体験」をキーワードに新たな戦略を打ってまいります。皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、今後皆様の益々のご発展を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年3月吉日

館林市「日本遺産」推進協議会
会長 多田 善洋

令和3年度第2回館林市「日本遺産」推進協議会議案について

このことについて、下記のとおり事務局案を上程いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

記

1 議案第1号 館林市「日本遺産」推進協議会規約の改正について 【P.3~9】

令和3年度財政支援団体等監査において市監査委員より会計年度について規約と実態に齟齬が生じているとの指摘を受け、実態に合わせるかたちで規約の改正をするものです。

現行の規約では、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしており、文化庁の補助金交付や市への貸付金返還、補助金戻入など年度を跨いで処理されたものについては、実態と齟齬が生じている状況です。そうした中で協議会の会計年度を市の出納閉鎖期間(5月末日)にあわせることで規約と実態の齟齬を解消するものであります。

2 議案第2号 館林市「日本遺産」推進協議会組織の検討について 【P.10】

館林市「日本遺産」推進協議会組織については、構成員の任期を3年間と定めております。

令和元年6月に選出された現構成員は、今年6月をもって任期満了となるため、改選期前に現構成員に対し、引続き現行の枠組みで良いかどうかを確認するものであります。

3 議案第3号 令和4年度事業計画(案)について 【P.11~14】

日本遺産認定4年目にあたる令和4年度についても認定申請時に文化庁へ提出した地域活性化計画(6年間)に基づき、年間を通じて日本遺産を活用した各事業に取り組みます。なお、文化庁補助金については令和3年度で交付が終了するため、令和4年度各事業は、市補助事業として実施します。事業の詳細は、令和4年度事業概要(事業費の内訳)のとおりです。

また、本協議会の会議開催を年2回予定するほか、毎年出展している日本遺産フェスティバルや文化庁主催の日本遺産の日イベントに参加し、全国に向けた「里沼」のPRに取り組みます。さらに、「里沼」をキーワードとして関連自治体と連携した日本遺産「里沼」サミットの開催を予定します。

新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、感染状況を考慮しながら事業実施に努めてまいります。

4 議案第4号 令和4年度収支予算(案)について 【P.15】

議案第3号の事業計画(案)に基づき、令和4年度収支予算を総額13,001千円で編成しています。

収入の部のうち、補助金については、市補助金として13,000千円を計上しております。

支出の部は、事業費13,000千円を計上し、その内訳については、令和4年度事業概要(事業費の内訳)のとおりです。事務費1,000千円については、推進協議会及びヌマベーション連絡協議会に係る会議経費、日本遺産連盟負担金等に係る費用を計上しています。

議案第 1 号

館林市「日本遺産」推進協議会規約の改正について

このことについて、下記のとおり規約を改正してよろしいでしょうか。

1 改正理由

令和 3 年度財政支援団体等監査において市監査委員より会計年度について規約と実態に齟齬が生じているとの指摘を受け、実態に合わせるかたちで規約の改正をするもの。

2 詳細

現行の規約では、会計年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしているが、文化庁の補助金交付や市への貸付金返還、補助金戻入など年度を跨いで処理されるため、実態と齟齬が生じている。市の出納閉鎖期間（5 月末日）にあわせることで規約と実態の齟齬を解消するもの。

3 改正内容

別紙、新旧対照表のとおり。

4 改正時期

公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

館林市「日本遺産」推進協議会規約新旧対象表

改正後	改正前
<p>(財務)</p> <p>第8条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、補助金、課貸付金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該年度のみ市の出納閉鎖期間に合わせるができるものとする。</p>	<p>(財務)</p> <p>第8条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、補助金、課貸付金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

令和3年度 館林市「日本遺産」推進協議会委員名簿

役職	所属	氏名	備考
会 長	館林市長	多 田 善 洋	
副会長	館林つつじサポーターズ倶楽部 会長	河 本 榮 一	
副会長	館林市教育委員会 教育長	川 島 健 治	令和4年3月6日より
監 事	邑楽館林農業協同組合 代表理事組合長	江 森 富 夫	
監 事	東洋大学 国際観光学部 国際観光学科 教授	古 屋 秀 樹	有識者
委 員	館林市議会 議長	野 村 晴 三	
委 員	館林商工会議所 会頭 館林市観光協会 会長	正 田 隆	
委 員	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 営業統括部 営業部 北関東営業支社 支社長	藤 原 榮 治	
委 員	高崎商科大学 特任教授	熊 倉 浩 靖	有識者
委 員	群馬県地域文化研究協議会 会長	前 澤 和 之	有識者
委 員	館林市区長協議会 会長	野 村 和 利	
委 員	群馬県東部振興局 振興局長	宮 川 博 之	
委 員	群馬県館林土木事務所 所長	小 竹 彰	

館林市「日本遺産」推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、館林市「日本遺産」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、館林市の歴史文化の特色である里沼及び沼辺文化を物語る日本遺産を通じて、歴史文化の保存・活用、観光・産業振興、まちづくり及び人材育成等を行うことで、地域活性化につなげることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 館林市の日本遺産の情報発信、人材育成に関すること。
- (2) 館林市の日本遺産の普及啓発に関すること。
- (3) 館林市の日本遺産の調査研究に関すること。
- (4) 館林市の日本遺産の公開活用のための整備に関すること。
- (5) 「日本遺産」を通じた地域活性化計画の評価及び検証に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に記載する個人及び団体・組織等で構成する。団体・組織等においては、各団体・組織等から選出された者が構成員となる。

2 構成員の任期は3年とし、補欠構成員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、構成員の中から互選する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第6条 協議会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、その専門性等を考慮し、必要な個人または団体・組織等を会長が指名する。

3 オブザーバー及びアドバイザーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(財務)

第8条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、補助金、貸付金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、当該年度のみ市の出納閉鎖期間に合わせるができるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集することとし、会長は、会議を主宰する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

6 会長は、会議の終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

(連絡協議会)

第10条 協議会の円滑な事業運営と、地域活性化及び市内の沼に関わる人をつなぐネットワーク形成を図るため、館林市ヌマベーション連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会運営に必要なことは会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会及び連絡協議会の運営及び事業実施のため、館林市役所内に事務局を置く。

2 事務局運営に必要なことは、会長が別に定める。

(地域プロデューサー)

第12条 協議会及び連絡協議会で取組む事業の各分野において、館林市「日本遺産」地域プロデューサー（以下「地域プロデューサー」という。）を置く。

2 地域プロデューサー運営に必要なことは会長が別に定める。

(規約の変更)

第13条 この規約の変更は会議出席者の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(解散)

第14条 協議会は、所期の目的を達したとき、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年3月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

館林市議会
館林市区長協議会
館林商工会議所
邑楽館林農業協同組合
館林市観光協会
東武鉄道株式会社
有識者（大学教授等）
有識者（大学教授等）
有識者（大学教授等）
館林つつじサポーターズ倶楽部
群馬県東部振興局
群馬県館林土木事務所
館林市
館林市教育委員会

議案第2号

館林市「日本遺産」推進協議会組織の検討について

このことについて、下記のとおりご検討いただきますようお願いいたします。

1 検討事項

規約第4条第2項において構成員の任期を3年と定めており、今年6月の改選期を前に協議会を構成する個人及び団体・組織について検討するもの。

2 詳細

規約において、協議会の構成員（個人及び団体・組織等）の任期を3年と定めており、現構成員に対し、引続き現行の枠組みで良いかどうかを確認するもの。

3 その他事項

館林市「日本遺産」推進協議会は、令和元年6月27日に発足したため、現構成員は令和4年6月26日に任期満了。

令和4年度事業計画について

期日	事業内容	備考
4月1日 ～3月31日	各事業実施 ・人材育成事業 ・普及啓発事業 ・情報発信事業 ・活用整備事業	別紙「令和4年度事業概要（事業費の内訳）」のとおり
6月	第1回館林市「日本遺産」推進協議会 ・令和3年度事業報告について ・令和3年度収支決算報告について	館林市役所
10月	日本遺産フェスティバルin関門 ・PRブース出展及びワークショップ	福岡県北九州市 山口県下関市
2月	両毛3市「日本遺産」サミット ・足利市・桐生市と連携したPRイベント及びブース出展 2023日本遺産の日イベント ・PRブース出展 日本遺産「里沼」サミット ・沼を有する自治体を招聘したPRイベント	栃木県足利市ほか 東京都千代田区 館林市文化会館
3月	第2回館林市「日本遺産」推進協議会 ・令和5年度事業計画（案）について ・令和5年度収支予算（案）について	館林市役所

令和4年度 事業概要（事業費の内訳）

■歴史文化部会 10,000 千円

(1) 「里沼」ランドナビゲーター育成支援事業【人材育成事業：文化振興課】

[概要]

500 千円

既存ガイド団体等と連携しながら日本遺産「里沼」の魅力を発信し、館林市内観光を総合的にプロデュースする人材として育成する事業。令和元年度でインバウンドに焦点を当てたガイド育成講座、令和2年度は里沼ランドナビゲーター育成講座（応用編）・里沼ガイド講習会（茂林寺沼編）、令和3年度は英語ガイド講習会を実施した。令和4年度は引き続き里沼ランドナビゲーター育成支援講座（発展編）・里沼ガイド講習会（「里沼」のもてなし文化編）を行う予定。令和4年度は補助事業終了後初年度に当たり、観光分野の専門家及び外国人等を講師としてインバウンド対応についての講座や他地域視察等も実施する。また、コロナ禍におけるもてなしの方法（ナビゲート等）のスキルアップにも取り組むものとする。

(2) 館林市「日本遺産」地域プロデューサー活動支援事業【人材育成事業：文化振興課】

[概要]

800 千円

館林市「日本遺産」地域プロデューサーの活動を支援し、情報発信・地域活性化・人材育成・観光・地場産業・歴史文化・地域特色（里沼）における分野の事業展開を促進する。令和元年度の策定した全体計画に基づき、令和2年度以降各分野での事業展開を図りながら、地域住民が館林市「日本遺産」に係る各事業に参加しやすい環境を整える。令和4年度の具体的事業としては、(1)子ども向けの「里沼」体感講座による次世代の担い手発掘・育成、(2)武鷹館イベント開催を通じた来訪者満足度向上と地域活動者層の強化、(3)里沼散策講座開講による観光ガイド団体スキルアップに取り組む。また構成文化財解説動画作成等によりWebを起点とする情報発信活動の支援も実施しながら、Withコロナに対応した柔軟な事業展開を図る。

(3) 官学連携「SATO-NUMA」事業【人材育成事業：文化振興課】

[概要]

500 千円

地元高校・大学（学生・留学生）と連携し、若者・外国人の意見を反映させながら、解説方法・内容を皆で検討するワークショップを開催する。当該ワークショップには地元ガイド団体等も参画し、館林市「里沼」の魅力を伝えるガイド人材の充実を図る。ワークショップは令和元年度に『城沼』、令和3年度は『もてなし文化(前半)』で実施し、日本遺産「里沼」ストーリーの理解度及び来訪者満足度向上のための各沼周辺散策マップ原案作成を行った。令和4年度では『もてなし文化(後半)』及び『近藤沼・蛇沼』をテーマにワークショップを行い、その成果をもとに引続き周遊マップの原案作成にも取り組むものとする。

(4) 館林市「日本遺産」展示会開催事業【普及啓発事業：文化振興課】

[概要]

1,000 千円

館林市「日本遺産」シンポジウムに合わせて日本遺産「里沼」展示会を開催する。
また、館林市内巡回展[学校・公民館等公共施設]を引続き実施するとともに、首都圏でのPR展示会開催[浅草駅、スカイツリー等]も行い、日本遺産「里沼」の普及啓発による知名度向上・ストーリー浸透の強化を図る。展示会開催方法及び内容については、新型コロナの終息状況を考慮しながら、検討・部分変更等も行うことで、柔軟に事業展開を図る。

(5) 館林市「日本遺産」シンポジウム開催事業【普及啓発事業：文化振興課】

[概要]

1,200 千円

近隣認定自治体やストーリーに関連のある自治体と連携して令和元年度に「日本遺産」シンポジウム、令和2年度・3年度と両毛3市（桐生市・足利市・館林市）による日本遺産認定地連携シンポジウムを実施している。令和4年度も引続き両毛3市による連携を図るとともに、日本遺産「里沼」サミットも開催し、これまでに交流がなかった自治体との協働事業を実施し、PRイベントを行う。[印旛沼＝印西市・佐倉市等]、[手賀沼＝我孫子市・柏市]、[牛久沼＝龍ヶ崎市]、[長沼＝登米市・栗原市]を候補とする。シンポジウム開催に当たっては、新型コロナの収束・終息状況を見つつ、オンライン会議等への代替も検討したい。

《日本遺産「里沼」サミット》

会場：館林市文化会館カルピスホール 参加者：500名予定

(6) 館林市「日本遺産」Webサイト開設事業【情報発信事業：文化振興課】

[概要]

500 千円

館林市「日本遺産」Webサイトを開設し、ストーリーや構成文化財の諸情報のほか、観光やアクセスマップ及び利便施設などの関連情報を公開し、国内外に向けての積極的なPRを行う事業。単なる開設に留まらず、動画配信や多言語対応化に重点を置くもの。特に来訪予定者の「旅マエ」での事前期待や動機付けの増大を目的とし、SNSとリンクしたサイトの整備を進める。また外国人来訪者のターゲット層を絞り込みながら、欧州「EUROPEAN ROUTE INDUSTRIAL HERITAGE」等のサイトを参考に、VR等の整備や素材集約に努める。さらに情報発信が弱い民間事業者なども取り込み・支援するかたちで館林市「里沼」の情報を一括発信できるサイトの構築を目指す。令和4年度は、昨年度事業を継続・発展させ、多言語化・多文化化対応の強化や、各コンテンツ画像・動画や取材記事導入による旅マエ誘客の充実、リピート増加のための旅アトコミュニケーションツールの導入に取り組む。

(7) 館林市「日本遺産」案内板・サイン整備改修事業【活用整備事業：文化振興課】

[概要]

1,000 千円

日本遺産ストーリーで位置づけた3つの沼（茂林寺沼・多々良沼・城沼）と新規追加の構成文化財（蛇沼、近藤沼）の案内プレート・サインの設置を行い、来訪者の満足度向上・回遊性向上をはかる。案内板デザインは大学等と連携し進める。取付箇所として、蛇沼、近藤沼、多々良沼、里沼のもてなし文化エリア（歴史の小径）を想定。

(8) 館林市まちじゅう「日本遺産」PR事業【活用整備事業：文化振興課】

[概要]

1,500 千円

「館林市まちじゅう『日本遺産』PR大作戦」と称し、市内商店街・大型商業店舗及び民間事業者等への幟旗・タペストリー・ステッカーを設置し「日本遺産」をPRするとともに、地域の一体感を醸成する事業。各媒体にQRコードを貼付し、来訪者の「いいね」や感想等による口コミ効果も狙う。不足・劣化補充分。また、マイクロツーリズムを意識した効果的な「里沼」ストーリーの普及啓発を実施する。AR用ステッカーを作成することで、過去3年度の補助事業を活用し積み上げた構成文化財ARデータの普及啓発に繋げる。

(9) 館林市「日本遺産」AR・Wi-Fi整備事業【活用整備事業：文化振興課】

[概要]

3,000 千円

各沼の拠点施設に設置したWi-Fi環境を維持するとともに、「日本遺産」ストーリー情報入手を目的として導入したARコンテンツ内容をより充実させ「里沼」ストーリーの理解促進を図る。また、令和4年度も大学(東京電機大学)と連携し、AR製作にも取り組む。

■観光産業部会 2,000 千円

(1) 館林市「日本遺産」パンフレット作成・多言語化事業【情報発信事業：つつじのまち観光課】

[概要]

2,000 千円

市内の沼辺や周辺の文化財などを紹介した「沼辺のまちを楽しむパーフェクトBOOK（平成30年度発行）」をベースに、日本遺産「里沼」のストーリーや関連観光要素（自然・食・体験・土産等）を追加し、総合型の『館林市「日本遺産」パンフレット』を発行する。合わせて多言語化（タイ語・スペイン語）に取り組むことで、インバウンドも含めた観光誘客を促進するものとする。ストーリー及び構成文化財の詳細パンフレット作成。令和元年度つつじのまち観光課にて作成したパンフレットの在庫状況により、修正版の増刷も検討。また、里沼のもてなし文化を歩くパンフレット、両毛3市周遊カードを作成し、里沼周遊満足度の向上を図る。

令和4年度収支予算について

【収入の部】

(単位：千円)

科目	本年度当初 予算額(A)	前年度当初 予算額(B)	比較増減額 (A)-(B)	備考
補助金	13,000	27,005	△ 14,005	
国庫支出金	0	20,625	△ 20,625	文化庁補助金
市補助金	13,000	6,380	6,620	
貸付金	0	20,625	△ 20,625	市貸付金
雑入	1	1	0	預金利子等
合計	13,001	47,631	△ 34,630	

【支出の部】

(単位：千円)

科目	本年度当初 予算額(E)	前年度当初 予算額(F)	比較増減額 (E)-(F)	備考
事業費	12,000	25,700	△ 13,700	別紙「令和4年度事業概要（事業費の内訳）」のとおり
人材育成事業	1,800	4,500	△ 2,700	
普及啓発事業	2,200	5,000	△ 2,800	
調査研究事業	0	1,400	△ 1,400	
情報発信事業	2,500	5,500	△ 3,000	
活用整備事業	5,500	9,000	△ 3,500	
その他事業	0	300	△ 300	
事務費	1,000	1,305	△ 305	報償費、旅費、通信費等
貸付金返還費	0	20,625	△ 20,625	市貸付金返還
予備費	1	1	0	
合計	13,001	47,631	△ 34,630	